

第 110 号

一般廃棄物処理業許可証

令和6年3月11日

住所 徳島市南島田町三丁目21番地1

有限会社 みどり清掃

氏名 代表取締役 岡山 篤史 殿

徳島市長 内藤 佐和子



令和6年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業
については、次のとおり許可します。

- | | | |
|---|-------------|---------------------------------------|
| 1 | 営業所の所在地及び名称 | 徳島市南島田町三丁目21番地1
有限会社 みどり清掃 |
| 2 | 取扱い廃棄物の種類 | ごみ・粗大ごみ |
| 3 | 収集・運搬及び処分の別 | 収集・運搬 |
| 4 | 許可期間 | 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日 |
| 5 | 許可車両台数 | 10台 |
| 6 | 作業区域 | 徳島市内全域 |
| 7 | 許可条件 | 裏面のとおり |

一般廃棄物（ごみ）処理業許可条件

（法令上の責任）

第1条 一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者（以下「業者」という。）は、本市の許可区域域内の事業所における事業活動から排出される一般廃棄物（ごみ）の収集運搬を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の規定を守り、かつ本市の廃棄物処理方針に従わなければならない。

（業務履行の原則）

第2条 業者は、許可業務の遂行にあたっては、この許可条件を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 業者は、理由の如何を問わず第三者に対し許可業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請負わせ、又は許可に基づいて生じるいっさいの権利義務を譲渡してはならない。

（許可業務の料金）

第4条 ごみの処理手数料は、徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年徳島市条例第16号）別表に定める料金を超えないものとする。

2 手数料の徴収に際しては、領収書を必ず発行しなければならない。

3 処理手数料以外に理由をつけ、割増料金等の徴収をしてはならない。
（作業基料等）

第5条 業者（業者の従業員を含む。）は、利用者に対しては親切でいねいを旨とし、収集及び運搬に使用する器具は常に整備し、清潔に保持するとともに、運搬に際しては完全に被覆して運搬しなければならない。

2 業者は、収集運搬車両の増設の必要があるときは、あらかじめその理由を具し、市長の許可を受けなければならない。許可のない車両で収集運搬を行ってはならない。

3 本市が許可した車両には、運転席左右のドアに一連の許可番号をつけなければならない。番体はアラビア数字とし大きさは別に示す。

4 本市が許可した車両には、車体に社名等使用者を明記しなければならない。番体の大きさは別に示す。

5 本市は、業者の使用する作業器具等を点検して、不備なものは修理又は取替えさせることができる。

6 第1項及び第2項に使用する車両は、法令による点検、整備を遵守し、運行にあたっては、道路交通法等に基づき安全運転に努めなければならない。

7 事務所等から排出される廃棄物で、明らかに産業廃棄物であると認められるものについては、本市の処理施設に搬入してはならない。

（従業員証の交付）

第6条 市長は、従業員に対し、従業員証を発行する。

2 従業員は、作業に従事するときは常に従業員証を携帯し、本市職員又は関係者から求められたときには、これを提示しなければならない。

（金品等の請求禁止）

第7条 業者（業者の従業員を含む。）は許可業務の実施に関し、いかなる名目であっても利用者に対し、料金以外の金品を要求してはならない。

（賠償責任）

第8条 業者の責に帰すべき行為により、他に損害を与えたときは業者が直接賠償責任を負うものとする。

（従業員の交替）

第9条 市長は、許可業者に従事する従業員のうち、不適当と認める者があるときは、当該従業員の交替を求めることができる。

2 前項の場合、業者はこれに応ずるものとする。

（ごみ処分の予備的対応）

第10条 業者は、本市のごみ処分事業において、臨時かつ緊急の事態があった場合、自らの責任において、適切なごみ処分が行えるよう日ごろから十分な対応策を講じるよう努めなければならない。

（許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号の一に該当する行為があったときは、許可を取り消し、若しくは就業を停止することができる。

(1) この許可条件を履行しないとき。

(2) 破産の宣告を受けたとき。

(3) 業者（業者の従業員を含む。）が市長の指導及び指示に従わないとき。

(4) 不品行等により市長が不適当と認めたとき。

(5) 許可区域外より本市に一般廃棄物を搬入し、処分したとき。

2 制度の改正その他市長が必要と認めたときは、この許可を取り消すことができる。

（効力の発生）

第12条 この許可条件は許可の日から効力が発生する。